



## 闘いの報告

新宿区ホームレス生活保護裁判（新宿七夕訴訟） 東京地裁判決について  
弁護団事務局長 弁護士 戸館圭之

本件訴訟は、ホームレス状態にあった原告（当時57歳）が、新宿区福祉事務所にアパートでの居宅保護を求めて生活保護申請をしたのに対し、

新宿区福祉事務所長が「稼働能力不活用」（生活保護法4条1項）を理由に生活保護申請を却下したことから、却下処分取消しと生活保護開始決定の義務づけを求めて、2008年7月7日に提訴した事件です（東京地裁民事第2部、平成20年（行ウ）第415号）。

2011年11月8日、東京地裁民事第2部（川神裕裁判長）は、原告の請求を認め、  
①新宿区福祉事務所長のした

生活保護却下決定の取消し、②居宅保護の方法による生活保護開始決定の義務づけ、を命じました（ただし、生活保護費の支払い請求については棄却）。

本件においては、生活保護を申請した原告が、自立支援システムの利用を拒否したこと等ながら、生活保護法4条1項の定める稼働能力活用要件を充足しないことになるのが争点となりました。

原告弁護士は、稼働能力活用要件は見せかけの却下理由にすぎず、本件却下処分の実理由は、原告がホームレス状態であるにもかかわらずアパートでの居宅保護を希望したことにありと考えました。そこで、処分の違法性の根拠としては、ホームレス差別であることから無差別平等原理（生活保護法2条）に反することを前面に出して訴訟活動を行いました（他には、調査義務違反、助言指導義務違反も主張しました）。

また、アパート等での居宅保護を希望したにも関わらず、これを認めずに却下処分をしたことから、本件

却下処分は、居宅保護原則（生活保護法30条1項本文）にも反するとの主張も展開しました。

2008年7月7日の提訴以来、合計14回の口頭弁論期日、緊急一時保護センター、自立支援センター、無料低額宿泊所等の施設での進行協議期日、相談を担当した福祉事務所職員の証人尋問、申請同行した支援者の証人尋問、元都内福祉事務所査察指導員の生活保護研究者の証人尋問など、慎重な審理を経ての全面勝訴判決でした。東京地裁は、判決の中で、「法は不可能を強いることができない」という法格言を挙げた上で、下記のとおり、生活保護法4条1項の稼働能力活用要件の判断枠組みを提示しました。

「生活に困窮する者が稼働能力を有しているのに、現にこれが活用されていない場合であっても、直ちにそれを充足することが否定されるものではないのであり、当該生活困窮者が、その具体的な稼働能力を前提として、それを活用する意思を有しているときには、当該生活困窮者の具体的な環境の下において、その意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることができないう限り、なお当該生活困窮者はその利用し得る能力を、その最低限度の生活の維持のために活用しているものであって、稼働能力の活用要件を充足するということができると解するのが相当である。」

そして、東京地裁は、生活保護法の基本理念に立ち返り、原告が本件申請時に置かれていた具体的状況を踏まえて、「その

利用し得る能力を、その最低限度の維持のために活用すること」（法4条1項）という要件を充足していたと判断し、新宿区福祉事務所長の却下処分を取り消し、保護の開始を義務付けました。

ホームレス状態にある方の生活保護に関して稼働能力活用要件（生活保護法4条1項）が争われた先例としては、名古屋の林訴訟（名古屋地判平成8年10月30日判例時報1605号34頁、名古屋高判平成9年8月8日判例時報1653号71頁、判例タイムズ969号146頁）があるが、本判決は、林訴訟判決で示された考え方を生存権保障の方向にさらに前進させたものと評価できます。

原告弁護士団、支援者らの控訴断念要請にもかかわらず、被告新宿区は、控訴をし、2012年3月7日に控訴審第1回期日が開かれました。第2回期日は、2012年5月16日（水）11時30分から東京高等裁判所101号法廷で行われます。引き続き皆様のご支援をお願い申し上げます。

# うるま市事件敗訴報告

弁護士 大井 琢

うるま市事件は、2008年5月に、子ども9名を抱えた母子世帯全員が、世帯主である母親が自動車保有・利用したことを理由として生活保護を廃止されたことを発端とする。その後、裁判所の執行停止と審査請求による取消裁決によって現在でもこの世帯の生活保護は継続している。

今回、敗訴の報告をしなければならぬのは、うるま市国賠事件と、うるま市78条事件である。うるま市国賠事件は、前記の廃止処分違法、特に、自動車保有・利用を理由に廃止したことが違法であることを全面的に争った国家賠償請求事件である。うるま市78条事件は、前記の廃止処分後、長男と二男のアルバイト収入の収入申告書の提出が遅れた（あるいはできなかつた）ことを理由になされた生活保護法78条に基づく費用徴収決定の取消しを求めた事件である。

うるま市国賠事件は、2011年3月10日に第一審判決が、2011年10月25日に控訴審判決が出て、いずれも請求棄却となった。判示内容は、事実認定も法律論もツツコミどころ満載のひどいものであった。世帯主である母親が難病にかかるなど提訴後に世帯からの協力が得にくくなるような状況の変化がいくつか生じていたところ後記するように事実認定をひっくり返すためには、世帯の生活状況を徹底的に洗い出す必要があるにもかかわらず、そのような作業を世帯側で受け入れることができる態勢になかったため、やむなく上告を断念した。

うるま市78条事件は、2012年3月6日に第一審判決がなされた。長男のアルバイト収入に関する費用徴収決定の取消請求は却下され、二男の決定に関する取消請求は棄却された。判示内容は、うるま市国賠事件に負けず劣らずひどいものであったが、特に、却下部分については、①生活保護法第78条に基づく処分は、生活保護法第69条の適用がない、という、厚労省の公権的解釈でもある解釈（被告ですら、この解釈を認めていた。）を否定す

るといふ法令の適用の誤りを犯し、かつ、②長男の決定については、審査請求を経て裁決も出ているにもかかわらず、その点に関する釈明を怠った結果、審査請求を経ていないから却下、という誤った事実認定を行う、という二重の間違いを犯している。うるま市78条事件については、明白な誤りを正すため、既に控訴している。

これらのひどい判示となってしまう理由は、いくつかある。敗訴の理由を分析することも、今後の参考になるかと思ひ、以下には、恥をしのんで私なりの分析を行うこととする。第一に、これらの事件を担当した裁判官には、生活保護受給者が自動車を保有・利用することに対する強い抵抗があり、劣等処遇の考え方が見え隠れしていたところ、それを乗り越える論を構築できなかったことである。

第二に、うるま市側が、訴訟の中で、当該世帯、特に、世帯主である母親（ときには代理人である我々）に対してきわめて強烈的なネガティブ・キャンペーンを行い、それに裁判官が乗っかってしまったことである。この点、当該世帯に全く問題がないわけではなかったこと、当該世帯の生活状況はビデオ撮影して証拠提出したもの、家計の収支状況を含めて当該世帯のような多子世帯の生活の困難さを浮き彫りにすることができなかったこと、母親に対する尋問において母親が相手方代理人の反対尋問に心を閉ざしてしまい、多く沈黙してしまつたことが裁判官の心証をさらに悪くしてしまつたことなどが、裁判官が「品のない」ネガティブ・キャンペーンに乗っかってしまう契機となつたものと思われる。

第三に、当該世帯の生活支援をうるま市が放棄した結果、当該世帯、特に、世帯主である母親を支える専門家が私しかない状況となつてしまい、ときには、最初から支援に当たつていた私ですら、母親と連絡が取れない状況が何度かあつたことである。この点については、吉永純先生に当該世帯のあるべき支援について、意見書を作成していただき証拠提出しているが、当該世帯は、現場での豊富な経験があり、

百戦錬磨の吉永純先生ですら、あるべき支援について思い悩むほどの支援困難な世帯である。沖繩にはこのような支援困難な多子世帯が珍しくないことから、そのような多子世帯について、行政と協力連携しながら、いかに有効かつ適切な支援をしていくか、というのは今後の課題である。

以上、言い訳めいた分析をしてきたが、敗訴の責任は、ひとえに、弁護団長である私にある。うるま市事件は、私が生活保護訴訟に取り組みむきかけとなつた事件であり、また、当該世帯の支援は引き続き必要であることから78条事件の控訴審を含め、引き続き、息の長いたたかいを続けていきたいと考えている。



## 永住外国人生活保護申請却下取消訴訟について

弁護士 松尾 康利

### 1 事案の概要

Xは、生まれも育ちも日本国内であるが、国籍が中国籍で、永住者の在留資格を有する七十代（申請当時）の女性である。平成20年12月に、Xが、大分市に対して生活保護申請をしたところ、却下処分を受けた。そこで、当該却下処分の取消等を求めて争われたのが本件訴訟である。

大分市は却下処分をするにあたり、X名義の預金及びXの夫であるA名義の預金が相当額存在するという理由を理由としていた。しかしながらX名義の預金について

は、Xの出捐によって構成されていなかったため実際にはXの資産ではなく、Xにおいて活用することはできないものであつた。具体的にいうと、X名義の預金は、Aの亡き父B名義の土地を賃貸していることによる賃料収入によって構成されていた。X名義の預金通帳は、亡父Bの相続人でもあるAの弟の取り上げられ、同人が管理するにいたつており、Xが自由に使うことはできなかった。A及び亡父Bも中国籍である上、亡父Bの相続人は世界各地に散らばつていたため、長年にわたり、遺産分割ができない状態であり、家庭裁判所に遺産分割調停が係属しているが、控訴審判決時点ではいまだに解決していない。

またA名義の預金が存在するのは確かであつたが、Xの生活のためにA名義の預金を活用できる状況ではなかつた。すなわち、A名義の預金も、大部分が亡父Bの遺産で構成されているため、すべてがAの資産というわけではなかつた。Aが活用し得る資産・収入を前提とする限り、XからAに対する婚姻費用の分担を求めることができない財産状況であつた。Aは、重度の認知症となり、判断能力が第三者である弁護士が成年後見人として選任されていたが、同成年後見人からも、Xに対する婚姻費用の分担を拒絶されていた。Xをとりまくこれら事情については、生活保護申請時において、すでにXから大分市に説明していた事情であつた。ところで本件事案に関連し、大分県に対して大分市が行つた申請却下について審査請求をしたところ、大分県は、外国籍であるXには審査請求をしうる権利がないとして却下した。この審査請求を却下した処分について争つた事件が大分地裁平成22年9月30日判決時2113号100頁（一番で確定）であるが、本稿では立ち入らない。

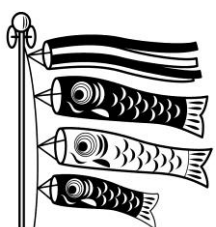
③ 生活保護申請時において、Xは要保護状態にあつたといえるか。

### 3 判決内容

大分地裁（平成22年10月18日）ではあまりに酷い内容の判決を受けてしまつたが、福岡高裁（平成23年1月15日）では、ほぼ全面的にXの言い分が認められる判決となつた。生活保護受給権等の点については、生活保護法上はその受給権者を日本国民と限っているが、昭和29年に発せられた「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」との通知に基づいて、一定程度の外国人にも生活保護が認められてきた。大分市は、この通知に基づく生活保護は贈与の性質を持つにすぎず、法的権利性等がないと主張してきたが、福岡高裁は、前記通知で「準用」と記されていることのほか、昭和56年の難民条約批准に伴う国会審議で外国人も日本人と同じ取り扱いで生活保護を実施しているとの答弁がなされたことなどを踏まえ、「国は、難民条約の批准等及びこれに伴う国会審議を契機として、外国人に対する生活保護について一定範囲で国際法及び国内公法上の義務を負うことを認めたものといふことができる。」と判示し、永住的外国人をはじめとする「一定範囲の外国人も生活保護法の準用による法的保護の対象になる」と明確に認めた。

また、法的保護の対象であることを明確に認めている以上、当然、却下処分にも処分性を認めた。そのうえで、前記事案の概要に記載の事実関係を前提に、Xの要保護性についても認め、大分市に対して、却下処分の取り消しを命じた。

なお、当該控訴審判決については、大分市から上告受理申立がなされており、確定していない。



# 宮崎市元暴力団員生保事件について

弁護士 鶴森雄二

## 1 事案の概要

本件は、元暴力団員であるMさんが、宮崎市福祉事務所長より、警察から暴力団員と認定されているとの理由で生活保護申請を却下されたため、宮崎市を相手に保護申請却下処分を取り消しを求めるとともに、裁判の途中で、Mさんが体調を崩して入院したため、「入院期間中のみの急迫保護」という条件付きでいったんは保護が開始されたが、その後Mさんが退院したことをもって「急迫状態を脱した」として保護が廃止されたため、同じく宮崎市を相手に保護廃止処分の取り消しを求めた事件です。

Mさんは、平成15年ころに持病である糖尿病の療養などを理由に所属していた暴力団を脱退し、知人の会社でアルバイトなどをして療養に努めてきました。次第に病状が悪化（腎機能が低下）し、遂には人工透析を受けざるを得なくなる状態にまでなりました。その間、もっていた資産を処分するなどしてなんとかやり過ごしてきましたが、家賃や医療費を払うのが困難になり、遂には住む家を失うに至りました。Mさんは、働いて収入を得ることに困難を感じたことから、生活保護の相談に福祉事務所に行きました。その際、自ら元暴力団員と名乗ったうえで、福祉事務所のために応じて脱退届や除籍通知状（暴力団を円満に脱退した場合に所属暴力団から上位の暴力団宛てに発行されるもの）、誓約書などを提出して、現在は暴力団員ではない旨主張しました。ところが、宮崎市福祉事務所は、警察が暴力団員と認定しているから、Mさんは現に暴力団員であり、暴力団員には保護は支給できないとしてMさんの保護申請を拒否しました。その後も警察がMさんのことを暴力団員と認定していることを理由としてMさんの保護申請を拒否する態度をとり続けました。Mさんは、暴力団員ではないとの主張が認められず、そのために保護を受けられないことに絶望し

て、自殺未遂を起こすまでに至りました。その後、Mさんは治療のために入院することになり、緊急的に保護が開始されましたが、宮崎市福祉事務所は、原則Mさんの保護申請を却下し、入院した場合には例外的に保護を認めるものの、退院したら即保護を廃止するという扱いをとり続けました。

## 2 第一審宮崎地裁判決

本判決は、Mさんは困窮状態にあり、資産・能力の不活用もなく、なおかつ、既に暴力団を脱退していること認定して、宮崎市福祉事務所長による保護申請却下処分及び保護廃止処分のいずれも違法であるとして取り消しを命じました。また、保護廃止処分の取消訴訟では廃止処分の執行停止も求めていましたので、併せて取消判決が確定するまで保護廃止処分の執行停止を認める決定も出されました（なお、訴え提起に先立つ審査請求の段階で、医療扶助相当分についての廃止処分の執行停止が認められており、Mさんは人工透析だけは安心して受けられるようになっていました）。

第一審において、宮崎市は、警察から提供を受けた4つの事実をもって、Mさんが現に暴力団員であり、違法な収入等を有しているはずだと主張しましたが、本判決は、Mさん自身が所属を否定し、Mさんが所属しているとする暴力団の組長自身も所属を否定していること、Mさんが住居の明け渡しを余儀なくされたり、適切な食事をとることができないまま、腎臓病を悪化させていたりしたなどのMさんの生活状況などから、警察から提供を受けた4つの事実からは、Mさんが現に暴力団員であつて、違法・不当な収入等を得ていると認めることはできないとしました。

また、宮崎市は、福祉事務所は暴力団についての調査能力が十分でないから、生活保護の対象者の暴力団員認定について警察の情報に依拠して行うのは、行政庁の裁量の範囲内である旨主張しました。これに対し本判決は、暴力団員による不正受給を防止するには、

対象者の就労状況、生活実態及び資産状況等に関する調査を尽くすことにより達成されるべきものであり、警察の情報提供にのみ依拠して暴力団員の認定を行うことは何ら正当化されるものではないし、そもそも保護の実施機に保護の開始の前提となる保護要件に関する事実認定について裁量権があると解することはできないとしました。本判決は、保護の開始要件及び廃止要件の該当性を検討するに際して、本件に至る経緯、Mさんの生活状況及び病状といったことについて詳細な事実認定を行ったうえで、保護開始及び廃止の要件を具体的に検討・判断しており、「暴力団員」という言葉が一人歩きをしがちな中で、極めて冷静な判断を行ったものとして意義のある判決です。

## 3 宮崎地裁判決後の状況

第一審判決後、同判決が、暴力団員認定に際して警察の情報のみで依拠することなく、関係者への事実確認等の調査を行うように求めたことから、「独自の調査は困難。各自治体は困惑している」との報道がなされましたが、本判決は、警察情報が必ずしも実態を反映しているものではないという前提のもと上記のような判断を行ったのであつて、報道はいささかミスリーディングといえます。

## 4 控訴審

本件については、平成23年10月14日付けで、宮崎市から控訴され、現在福岡高等裁判所宮崎支部にて控訴審が係属中です。すでに結審しており、平成24年4月27日に控訴審の判決が言い渡される予定です。



## 東京訴訟・最低・最悪・お粗末」な最高裁第3小法廷判決 東京生存権裁判弁護士団 黒岩哲彦

最高裁判所第3小法廷は2月28日、上告棄却の判決を言い渡した。私は、判決言い渡し直後の最高裁南門前で判決報告で「最低・最悪の判決」と評したが、「お粗末」を付け加えたい。この2月の経過を記録の残す意味で報告し、また判決を批判したい。

第1 第3小法廷の上告受理決定通知と判決期日言渡通知

第3小法廷は、2月7日付決定（全員一致）で、「上告受理については、下記①、④により上告受理する。②、③、⑤、⑥は重要でないので排除する。」とするとともに、判決言渡期日を2月28日午後3時と指定した。

### 【参照】

①上告受理申立理由第1点

原判決には、生活保護法56条が厚生労働大臣の生活保護基準の不利変更にも適用されると解すべきであるのに、これを誤って、同条は保護の実施機関のみ適用されると判断している点で同条の解釈適用を誤ったものであり、かつ判例にも反しており、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、破棄を免れない

②上告受理申立理由第2点

原判決は、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約が単なる政治的責任の宣明に過ぎないとするが、解釈には、同規約についての一般的意見は生活保護法の解釈の準則となり、老齢加算廃止に係る保護基準の改定が生活保護法及び同規約に違反するかどうかの判断の重要な考慮要素となるというところを看過した法（条約）解釈の重大な誤りがあり、その判断が判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、破棄を免れない

③上告受理申立理由第3点

原判決には、基準生活費と老齢加算性の審査の基準・方法が異なつてよいとする第1審判決の「二重の基準論」をそのままは認し老齢加算は老齢福祉年金の創設に伴う政治的・技術的な理由から創設されたものに過ぎないとする誤りがあり、かかる誤りは生活保護法第9条及び第8条の解釈の誤りに起因するものであつて、その誤りが判決に影響を及ぼすことも明らかであるから、破棄を免れない

④上告受理申立理由第4点

原判決には、厚生労働大臣が保護基準を改定し、老齢加算を廃止するについては、「相応の合理的理由」があれば足りるとした結果、厚生労働大臣に裁量権の逸脱濫用はなく、違法ではないとした点において生活保護法3条、8条及び9条の解釈適用を誤り、かつ、判例にも反しており、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、破棄を免れない

⑤上告受理申立理由第5点

原判決には、財政的理由のみに基づく老齢加算廃止措置は一朝日訴訟最高裁判決の傍論の趣旨（財政事情のみならず、多様な判断要素を総合勘案して保護基準を決定せよと言っている）からさえも一法3条、8条及び9条等に違反するにもかかわらず、これを適法と判断した点で誤りがあり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、破棄を免れない

⑥上告受理申立理由第6点

本件老齢加算減額・廃止措置後の生活保護基準が、生活保護法3条に定める申立人ら70歳以上の高齢世帯の「最低限度の」健康で文化的な生活水準」を下回り、生活保護法3条、8条及び9条等の趣旨・目的に反しているにもかかわらず、原判決が、本件老齢加算減額・廃止措置に違法はないと判断したことは、生活保護法3条、8条及び9条の解釈適用を誤ったものであり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、破棄を免れない

## 第2 東京弁護団の取り組み

1 2月9日付大法廷回付申立書

「本件で裁判所法10条1号乃至3号該当事由があるのだから、最高裁判所第3小法廷は、本件を速やかに大法廷に回付すべきである。また、本件



は「小法廷では裁判をすることができない」事件であるのだから、最高裁大法廷が、第3小法廷からの回付を受けるまでもなく、自ら本件を審理・判断すべきである。」と主張した。

2 2月17日判決期日取消要請書

「最高裁判所第2小法廷には、同種の福岡訴訟が係属しており、同事件では上告が受理され、来る2月24日に弁論が予定されている。その弁論の後、弁論を踏まえた合議があつて判決に至ると予想されるが、通常、判決言渡は少なくとも弁論後2ヶ月程度後であるところ、御庁が本件で上告受理をした、生活保護法56条の解釈に関する申立理由第1点は、福岡訴訟の争点と共通である。また同じく上告受理申立理由第4点は、福岡高裁判決を引用した主張部分がある。第2小法廷における福岡訴訟の弁論の後、わずか4日後に、それとは異なる御庁が本件の判決中で、同じ論点についての判断、あるいは福岡高裁判決に対する評価などを開示することは、異なる小法廷であるとは言え、最高裁判所としては、余りに両事件の訴訟当事者の心情を無視した態度である。」

また、福岡訴訟でも大法廷への回付を求めていることから、第2小法廷が、大法廷回付をどう判断するか、回付せず小法廷で判決するか、判決期日はいつなのか等、そこでの進行が注目されている。」と主張した。

### 第3 最低・最悪・お粗末な最高裁第3小法廷判決

#### 1 判決内容

① 生活保護法56条は既に決定を受けた個々の被保護者の権利及び義務について定めた規定であつて、保護基準自体が減額改定されることに基づいて保護の内容が減額決定される場合については同条が規律するところではない。② 最低限度の生活は抽象的かつ相対的な概念であつて、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであつて、これを保護基準において具体化するに当たっては、高度の専門技術的な考察とそれ

に基づいた政策的判断を必要とするものである。

③ 被保護者の期待的利益について可及的に配慮するため、廃止の具体的な方法等について、激変緩和措置の要否などを含めて、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有している。

④ 70歳以上の高齢者には老齢加算に見合う特にはい別な需要はない。

⑤ 判断過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は同われない。

2 最高裁に期待される「憲法の番人」の放棄

① 東京高裁判決が朝日訴訟最高裁判決傍論を適用したことを上告理由として主張しているのに、朝日訴訟最高裁判決について全く何の見解等も示していない。

② 裁判所は、立法裁量に関する堀木訴訟最高裁判決を誤つて引用した上、行政機関にすぎない厚生労働大臣の判断に専門的政策的裁量を認め、裁量権の逸脱または濫用がない限りこれを違法と判断しないとされている。

③ 法56条について、多くの下級審判決で適用ないし準用を認めており、重要な争点であるにもかかわらず、法56条が適用されないことについて具体的な理由を示していない。

④ 「憲法25条の趣旨を具体化した生活保護法3条又は8条2項の規定に違反するものでない以上、これと同様に憲法25条に違反するものではない。」(12頁)といった、おざなりな憲法解釈しかしていない。

④ こうして、まともな法解釈をしない一方で、事実認定に関しては、被告(当局側)でさえ、まともに主張していない(あやしげな)事実を勝手にとり上げて、当局の措置を否認している。たとえば、「貯蓄純増問題」について「老齢加算のある世帯の貯蓄純増は1万4926円、平均貯蓄率は12.1%、繰越金は4万7071円」などとしている。

#### 第4 第3小法廷の判決批判を徹底的に行う

東京弁護士会としては東京訴訟第3小法廷の判決批判を徹底的に行うとともに

に、東京連絡会に結集する各地の連絡会、団体での学習と討議を深めて、老齢加算を復活するための活動を継続する。



### 重度障害者加算と63条返還で勝利裁判!

裁判運事務局 林 直久

大分県においては、在日外国人への保護適用をめぐる画期的な高裁勝利判決が出されるなど運動が進んでいます。が、重度障害者加算の遡及認定と特別障害者手当の返還について意義深い勝利判決を勝ち取られていますのでこれを紹介します。

問題となった処分は、

(1) 審査請求人は平成19年6月に特別障害者手当を申請し、同7月から手当を受給しており、処分庁もそれを知つていながら、収入認定も重度障害者加算の認定も行わなかった。

(2) 平成21年8月に処分庁は審査請求人が特別障害者手当を受給していることに気付き収入認定処分を行ったが、重度障害者加算は認定せず、「63条返還は行わない」と誤つた行政指導を行った。

(3) 平成22年12月に行われた会計検査院の実地検査時に、63条返還処分を行う必要があることと重度障害者加算認定の必要性に気付き、加算は1か月のみ遡及して平成22年11月から適用した。また、特別障害者手当受給による過払い(2)の行政指導を覆し、全額の58万円を返還決定し月5千円の分割納入を決定した。というものです。

審査請求人は、加算が遡及しなかったこと、すでに特別障害者手当は生活費に費済みであり全額返還は違法であるとして処分の取り消しを求めました。

平成23年6月20日付け大分県知事裁判決は、

(1) 処分庁のミスによる重度障害者加算漏れについて、①平成19年6月の特別障害者手当申請時②平成21年8月特別障害者手当受給発覚時③平成22年5月提出の特別障害者手当の記載がある収入申告書提出時、の少なくとも三回は処分庁による法25条2項の職権変更(加算認定)の機会があり、これを行わなかったのは同条に違反する違法な行為であること。遡及変更は発見月及びその前月であるとする国の問答集を機械的に適用し、処分庁の違法行為による不利益を請求人へのみ負わせるのは不適切と判断しこれを取り消しました。

(2) 特別障害者手当の認定漏れを理由とする法63条による返還請求処分については、その前段に瑕疵ある行政指導(請求人に対して「法63条返還金にかけない」と行政指導を行っていた)があることから、「瑕疵ある行政指導を取消し、法に従つた正当な処分を行うことの必要性はもとより大きい」が、取消しが行政指導から1年以上経て行われたこと、本来、特別障害者手当の認定と同時に行われるべき重度障害者加算が認定されていないこと、未認定の特別障害者手当全額の返還を求めることは請求人に著しい不利益を強いること、誤つた指導が行われるに当たつて請求人には何ら責任が無いこと等から、当該指導を取り消す処分(※注 63条による返還決定処分を行ったことが、「法63条返還金にかけない」という行政指導を同時に取り消したものと認定している)は妥当性を欠き、信義則に反する違法な処分」であるとしてこれを取り消しました。

#### 【評価】

福祉事務所による加算の認定漏れはしばしば問題となります。明らかに福祉事務所のミスであり、利用者側に何の落ち度もないのに、発見月及びその前月までしか遡及して支給(認定)しないという運用も広く行われています。本件裁判はこうした運用に大きく警鐘を鳴らすものですし、これに対する利用者の反撃の上でも大いに参考になる

る裁判です。

さらに、63条返還処分について、障害加算は行わなかったのに障害年金の遡及受給は全額返還させるといった運用も当然のように広く行われていることから、(本件処分は誤つた行政指導が先行したという特異性はありますが)①加算が遡及していない②全額返還は酷である、として「妥当性を欠く」と判断した本件裁判は大変重要で、

また、生活保護行政をめぐるのはあまり指摘されなかった「信義則違反による違法」との判断も市民感覚に沿つた妥当なものといえますし、利用者側の権利主張の観点としても今後大いに活用すべきであると考えます。

